

酒類販売管理研修実施団体の 指 定 申 請 等 の 手 引

この手引は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）第 86 条の 9 に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）の実施団体（以下「研修実施団体」といいます。）として指定を受けようとする際に必要な手続の概要について説明したものです。申請等に当たっては、この手引をよく読んで、適正かつ確実に行ってください。

指定後における留意点については、「酒類販売管理研修実施団体が留意すべき事項について」をご覧ください。

(目 次)	頁
I 酒類販売管理者及び酒類販売管理研修	
1 制度の沿革	1
2 酒類販売管理者の役割	1
3 酒類販売管理研修の目的	1
4 酒類販売管理研修の内容	1
II 研修実施団体の指定申請	
1 指定の基準	2
2 指定申請の方法	4
3 研修実施団体の指定の取消し	4
III 各種様式（様式、記載例）	5

I 酒類販売管理者及び酒類販売管理研修

1 制度の沿革

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者には、酒類の適正な販売管理を行い、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした社会的な要請に適切に対応することが求められています。

平成15年9月1日をもって酒類小売業免許の人口基準が廃止されたこと等、酒類小売業免許に係る規制緩和措置等により、酒類小売業を取り巻く取引環境は大きく変化したこと等を背景として、酒類の適正な販売管理の確保について、より実効性ある体系が必要と考えられたことから、平成15年5月1日に酒類業組合法が改正され、酒類小売業者に、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）ごとに酒類販売管理者を選任することが義務付けられ、その選任した酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めることとされました（平成15年9月1日から施行）。

更に、平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が制定され、酒類の製造又は販売を行う事業者はアルコール健康障害の発生等の防止に配慮するよう努める責務を有する旨が定められるなど、酒類販売に対する社会的要請が一層高まったことを受け、平成28年6月3日に酒類業組合法が改正され、酒類小売業者は、酒類の販売業務に従事する者であって酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任し、欠員が生じた場合には速やかに新たな酒類販売管理者の選任を行うとともに、酒類販売管理者が最新の法令知識を習得することができるよう、3年を超えない期間ごとに、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受けさせなければならないこととされました（平成29年6月1日から施行）。

2 酒類販売管理者の役割

酒類販売管理者は、販売場において酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるよう、酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行うとともに、酒類の適正な販売管理体制の整備について自ら積極的に取り組まなければなりません。

なお、酒類小売業者は酒類販売管理者の助言を尊重し、従業員はその指導に従わなければならない。

3 酒類販売管理研修の目的

酒類販売管理研修は、販売場における酒類の販売業務の適正な管理を担っている酒類販売管理者について、致酔性を有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、その資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保について、より実効性を高めることを目的としています。

4 酒類販売管理研修の内容

酒類販売管理研修は、①酒税法及び酒類業組合法のほか、未成年者飲酒禁止法、アルコール健康障害対策基本法、リサイクル関係法令、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）等の酒類小売業者が酒類の販売業務に関して遵守しなければならない法令、②致酔性飲料である酒類の特性、商品知識及び商品管理等を内容としています。

II 研修実施団体の指定申請

1 指定の基準

酒類販売管理研修を実施しようとする団体は、財務大臣に対して研修実施団体の指定申請を行う必要があります。

酒類販売管理研修を実施する団体は、小売酒販組合、小売酒販組合連合会、小売酒販組合中央会又はその他の法人若しくは団体であって、財務大臣が財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができるものと認めて指定した団体です。

指定の基準は以下のとおりです。((1)～(6)の全ての要件を満たす必要があります。)

- (1) 申請団体が、酒税法第10条第1号、第4号又は第6号から第7号の2までのいずれにも該当しないこと。

具体的には、次のとおり。

- イ 酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けた団体である場合には、その取り消された日から3年を経過していること。
- ロ 申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがないこと。
- ハ 国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けた団体である場合には、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- ニ 未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた団体である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。
- ホ 申請団体の役員が、上記イ、ハ、ニ及び以下に掲げる要件を満たすこと。
酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許又はアルコール事業法の許可の取消処分を受けたことがある法人のその取消原因があった日以前1年以内に業務を執行する役員であった者である場合には、その法人が取消処分を受けた日から3年を経過していること。

- (2) 申請団体が、酒類業組合法施行規則第11条の13の規定により研修実施団体の指定を取り消された団体である場合には、その取消の日から3年を経過していること。

- 酒類業組合法施行規則第11条の13

財務大臣は、研修実施団体が、次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができます。

- イ 偽りその他の不正の行為により指定を受けた場合
- ロ (1)、(3)、(4)、(5)及び(6)に適合しなくなった場合

ハ 正当な理由なく、1年間酒類販売管理研修を実施しなかった場合

(注)「正当な理由」の意義

例えば、酒類販売管理研修の実施日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を事前に公表し、研修受講希望者を募集したにもかかわらず、研修受講の申込者がなく酒類販売管理研修を実施できなかった場合等は、「正当な理由」に該当します。

(3) 申請団体が、酒類製造業者又は酒類販売業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であって、酒類販売管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

具体的には、次のとおり。

イ 酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行うことが確実であること。

ロ 研修講師が、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有していること。
例えば、研修実施団体の指定申請時の直近3年以内に当該団体の推薦を受けて国税庁長官が指定した研修実施団体が実施する研修講師養成のための講習(コア講師講習)を受講した者又は当該者を講師として当該団体が実施する所定の講習(研修講師講習)を受講した者等をいいます。

ハ 酒類販売管理研修を継続的に実施することが確実であること。

ニ 酒類販売管理研修を2か月に1回程度実施すると認められる組織及び能力を有すること。

(4) 酒類販売管理研修の実施に関する計画が適切なものであること。

具体的には、次のとおり。

イ 酒類販売管理研修の項目、講師及びテキストが、研修を適切に行うのに十分であること。

ロ 酒類販売管理研修を実施する日時、場所その他研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することが可能であること。

(5) 受講手数料が適当と認められる額であること。

具体的には、次のとおり。

研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金などを勘案し、実費相当と認められる額であること。

(注) 受講手数料を会費その他の名目で徴している場合は、酒類販売管理研修以外の事業内容等を勘案し、受講手数料に相当する額が適当と認められる額である必要があります。

(注) 受講手数料が実費相当額を超えるときは、収益事業として法人税が課税される場合があります。

(6) 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

(注)「正当な理由」の意義

会場の規模や収容人数等により、定員を超える申込みに対し、受講者を制限する場合は、「正当な理由」に該当します。

2 指定申請の方法

(1) 指定申請書の提出先

研修実施団体の指定を受けようとする団体は、財務大臣宛の「酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書」（別紙様式 11 の 7。以下「指定申請書」といいます。）及びその添付書類を、次表の区分に従い、税務署長、国税局長又は国税庁長官に提出しなければなりません。

	区 分	提 出 先
1	○ 酒類業組合 ○ 酒類業組合以外の法人その他の団体（以下、この表において「その他の団体」といいます。） (注) 2 及び 3 に該当するものを除きます。	税務署長
2	○ 酒造組合連合会又は酒販組合連合会 ○ 一若しくは複数の都道府県の区域を対象とする酒類業組合 ○ 一の税務署の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売管理者を対象に研修を実施しようとするその他の団体 (注) 3 に該当するものを除きます。	国税局長
3	○ 酒造組合中央会又は酒販組合中央会 ○ 一の国税局の管轄区域を超える地域を対象とする酒類業組合 ○ 一の国税局の管轄区域を超える地域の販売場の酒類販売管理者を対象に研修を実施しようとするその他の団体	国税庁長官

(2) 指定申請書の記載方法等

指定申請書の記載方法及び添付書類については、「Ⅲ 各種様式の記載例」（6～23 ページ）を参照してください。

3 研修実施団体の指定の取消し

(1) 指定取消しの申請

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けようとするときは、財務大臣宛の「酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書」（別紙様式第 11 の 8。24・25 ページ参照）を税務署長、国税局長又は国税庁長官（《Ⅱ 2 (1) 指定申請書の提出先》参照）に提出してください。

(2) 指定の強制取消し

財務大臣は、研修実施団体が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その指定を取り消すことができることになっています。

イ 偽りその他の不正の行為により指定を受けた場合

ロ Ⅱ 1 「指定の基準」(1)、(3)、(4)、(5)又は(6)に適合しなくなった場合

ハ 正当な理由なく 1 年間酒類販売管理研修を実施しなかった場合

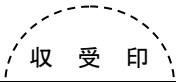
(注) 「正当な理由」の意義については、3 ページ《Ⅱ 1 (2) 注書》を参照してください。

Ⅲ 各種様式（様式、記載例）

（目 次）

(No.)	(様 式 の 名 称)	(様式番号)	(頁)
1	酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書	別紙様式 11-7	6
2	〃 (別添 1)		8
3	〃 (別添 2)		10
4	〃 (別添 3)		12
5	〃 (別添 3) の別紙 1		14
6	〃 (別添 3) の別紙 2		16
7	〃 (別添 4)		18
8	〃 (別添 5)		20
9	〃 (別添 6)		22
10	酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書	別紙様式 11-8	24

(注) 酒類業組合法施行規則に定める様式です（別添 3 の別紙 1 及び 2 並びに別添 6 を除く。）。



令和 年 月 日

財務大臣 殿

申請者
所在地
名 称

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

項 目	チェック欄
1 次の事項を記載した書類	
(1) 研修を開始しようとする年月日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(2) 研修対象者及び研修対象者とする区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(3) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(4) 研修の実施に関する事項の公表方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(5) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(6) 講師の氏名、住所及び略歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 2)
(7) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 3)
(8) その他研修に関し必要な事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 4)
2 定款又は寄付行為	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4 申請の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 役員の氏名及び略歴を記載した書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 5)
6 研修実施団体の指定要件申告書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 6)
7 その他参考となる書類 (注) 申請団体の概要 (パンフレット) などがあれば提出してください。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(備考) 1 2 から 5 に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができます。

2 チェック欄には、書類の提出の有無について☑を付してください。

収 受 印

財務大臣宛の申請書を税務
署長、国税局長又は国税庁
長官に提出してください。

令和 元年 7 月 1 日

財務大臣 殿

申請者

所在地 千代田区霞が関〇-〇-〇

名 称 霞が関小売酒販組合

理事長 千代田 〇〇

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

必ずチェックしてください。

項 目	チェック欄
1 次の事項を記載した書類	
(1) 研修を開始しようとする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(2) 研修対象者及び研修対象者とする区域	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(3) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(4) 研修の実施に関する事項の公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(5) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 1)
(6) 講師の氏名、住所及び略歴	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 2)
(7) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 3)
(8) その他研修に関し必要な事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 4)
2 定款又は寄付行為	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4 申請の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 役員の氏名及び略歴を記載した書類	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 5)
6 研修実施団体の指定要件申告書	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(別添 6)
7 その他参考となる書類 (注) 申請団体の概要(パンフレット)などがあれば提出してください。	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

(備考) 1 2 から 5 に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができます。

2 チェック欄には、書類の提出の有無についてを付してください。

別紙様式第11の7（別添1）

1-(1) 研修を開始しようとする年月日

1-(2) 研修対象者及び研修対象者とする区域

(研修対象者)

(研修対象者とする地域)

1-(3) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項

(受講手数料の額)

(受講手数料の収納の方法)

1-(4) 研修の実施に関する事項の公表方法

1-(5) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

作成する帳簿名	記 載 内 容 等	備 考

(注) 販売管理研修に係る帳簿等については、書類の作成後又は帳簿の閉鎖後5年間保存してください。

別紙様式第11の7（別添1）

1-(1) 研修を開始しようとする年月日

令和元年9月29日（日）

1-(2) 研修対象者及び研修対象者とする区域

（研修対象者）

主として、当組合の組合員が選任した酒類販売管理者

（研修対象者とする地域）

主として、霞が関税務署の管轄区域

1-(3) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項

（受講手数料の額）

〇、〇〇〇円程度

（受講手数料の収納の方法）

研修会場において収納する

1-(4) 研修の実施に関する事項の公表方法

当組合のホームページ及び事務所の掲示板に掲載する

酒類販売管理研修又は研修講師講習の実施計画書、実施報告書及び受講者名簿の様式及び記載例については「酒類販売管理研修実施団体が留意すべき事項について」をご覧ください。

1-(5) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

作成する帳簿名	記載内容等	備考
酒類販売管理研修の実施関係	当組合が主催又は共催する酒類販売管理研修の実施計画書、実施報告書及び受講者名簿を編てつ	
研修講師講習の実施関係	当組合が主催又は共催した研修講師講習の実施報告書及び受講者名簿を編てつ	
研修講師名簿	当組合に所属する研修講師の名簿（1-(6) 講師の氏名、住所及び略歴）及び異動報告書を編てつ・加除による管理	
金銭出納帳	販売管理研修の開催に係る金銭の出納状況について記載	
事業報告書	毎年度の事業報告	
事業計画書	毎年度の事業計画	

（注）販売管理研修に係る帳簿等については、書類の作成後又は帳簿の閉鎖後5年間保存してください。

別紙様式第11の7（別添2）

1-(6) 講師の氏名、住所及び略歴

順号	講師区分 <input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他	講習 受講日	氏名	住所 勤務先の名称及び所在地	生年月日	略歴	推薦団体に おける役職
1	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
2	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
3	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
4	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
5	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
6	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
7	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
8	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
9	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			
10	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -			

別紙様式第11の7（別添2）

1-(6) 講師の氏名、住所及び略歴

順号	講師区分	講習 講受日	氏名	住所若しくは 勤務先の名称及び所在地	生年月日	略	歴	推薦団体に おける役職
1	<input checked="" type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他	平 30.12.8	青山 ○○	〒100-0000 千代田区大手町0-0-0 リカーショップ○○○(株)	昭 45.1.15	平成30年 4月 平成25年 4月 平成18年 4月	リカーショップ○○○(株)専務取締役 リカーショップ○○○(株)取締役 リカーショップ○○○(株)神田店店長	青年部長
2	<input checked="" type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他	平 30.12.8	神田 ○○	〒100-0000 千代田区霞が関0-0-0 霞が関小売酒販組合	昭 37.10.1	平成29年 4月 平成23年 4月 平成2年 4月	霞が関小売酒販組合理事 霞が関小売酒販組合業務部長 霞が関小売酒販組合主事(業務担当)	理事
3	<input type="checkbox"/> コア講師 <input checked="" type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他	平 31.1.16	福井 ○○	〒114-0000 北区滝野川0-0-0 ○○酒類販売(株)	昭 50.9.11	平成30年 4月 平成26年 1月 平成23年 1月	○○酒類販売(株)営業部長 ○○酒類販売(株)営業課長 ○○酒類販売(株)営業係長	青年部 副部长
4	<input type="checkbox"/> コア講師 <input checked="" type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他	令 元.5.16	田中 ○○	〒231-0000 横浜市中区山下町0-0-0	昭 55.6.19	平成30年 7月 平成17年 4月	○○酒類販売(株)店長 ○○酒類販売(株)店長 ○○酒類販売(株)店長	
5	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -				
6	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -				
7	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -				
8	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -				
9	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -				
10	<input type="checkbox"/> コア講師 <input type="checkbox"/> 研修講師 <input type="checkbox"/> その他			〒 -				

研修講師以外の役職がない場合は空欄で差し支えありません。

別紙様式第11の7（別添3）

1-(7) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項

（研修の実施方法、内容）

（研修受講証の交付方法）

別紙様式第11の7（別添3）

1-(7) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項

（研修の実施方法、内容）

酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律その他の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の9で定める法令等の酒類小売業者が酒類の販売に関して遵守しなければならない法令、並びに、致酔性飲料である酒類の特性、商品知識及び商品管理等（国税庁作成のモデルテキストを使用して研修を行う。）

研修時間は、習得度自己チェックテスト、質疑応答等を含め3時間程度とする。

詳細は、別紙1「酒類販売管理研修実施要綱」のとおり。

また、令和元年度の研修実施計画は、別紙2「酒類販売管理研修実施計画書」のとおり。

（研修受講証の交付方法）

研修終了後、研修会場において受講者に交付する。

ただし、都合により、当日交付できなかった者に対しては、後日改めて交付するか、別途郵送する。

令和 年 月 日
○○○○○○○○○○○○○○

酒類販売管理研修実施要綱

1 研修の目的

2 研修の受講対象者等

3 申込方法等

4 実施方法等

5 その他

酒類販売管理研修実施要綱

1 研修の目的

この研修は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」という。）第 86 条の 9 第 1 項《酒類販売管理者》の規定による財務大臣の指定を受けて、酒類小売販売場において選任された酒類販売管理者に対し、酒類小売業者等が酒類の小売販売に当たり遵守すべき関係法令、酒類の商品知識（製法、表示等）及び致酔性を有する等の酒類の特性等の知識の修得を図るために行うものであり、これにより酒類販売管理者の資質の向上を図り、もって酒類小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めるものである。

2 研修の受講対象者等

(1) 研修の受講対象者は、主として当組合の地区に酒類小売販売場を有する酒類小売業者が選任した酒類販売管理者とする。

(注) 酒類販売管理者に選任予定の者等の参加も認める。

(2) 研修の開催の都度、研修受講者名簿を作成する。

3 申込方法等

申込みは、酒類業組合法施行規則に定める別紙様式第 11 の 5 「酒類販売管理研修受講申込書」により受け付ける。

なお、原則として先着順に受け付けることとし、申込み時に同封された葉書により受講許可通知等を行う。

4 実施方法等

(1) 使用するテキスト

国税庁が作成したモデルテキストを使用する。

(2) 研修講師

当組合の推薦を受けて、国税庁が指定した研修実施団体が開催するコア講師講習を受講した者又は当該者から同内容の研修講師講習を受講した者が担当する。

(3) 研修の内容

研修は、(1)のテキストの内容に沿って行い、研修時間はおおむね 3 時間とする。

なお、研修の終盤に、「修得度自己チェックテスト」を行い、習得度合いを受講者自らがチェックすることにより研修で十分できなかった部分を明確にし、酒類販売管理者の自己研鑽を促す。

(4) 研修受講証の発行

研修終了後、研修受講者に対し、酒類業組合法施行規則に定める別紙様式第 11 の 6 「酒類販売管理研修受講証」を発行する。

(5) 共同開催

研修は、必要に応じ、他の研修実施団体と共催して行う。

5 その他

(1) 受講手数料の額及び収納方法

受講手数料（テキスト代、通信費、講師謝金、受講証発行費、会場費、事務費等の実費相当額）は〇、〇〇〇円程度とし、研修会場において収納する。

(2) 研修日程等の公表方法

当組合法ホームページ及び掲示板等に公表する。

酒類販売管理研修実施計画書

順 号	実 施 場 所	実施年月日	実 施 時 間	受講予定 人員(人)	受講制限 の 有 無	共催する研修実施団 体(指定予定団体)名
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	
16					有・無	
17					有・無	
18					有・無	

酒類販売管理研修実施計画書

順号	実施場所	実施年月日	実施時間	受講予定 人員(人)	受講制限 の有無	共催する研修実施団 体(指定予定団体)名	
1	千代田区霞が関〇-〇-〇 霞が関小売酒販会館2階	令元.9.29	9:00~ 12:00	50	有・ 無	大手町小売酒販組合	
2	同上	令元.10.15	9:00~ 12:00	50	有・ 無	同上	
3	同上	令元.10.31	9:00~ 12:00	50	有・ 無	同上	
4	同上	令元.11.20	14:00~ 17:00	40	有・ 無	〇〇協会	
5	同上	令元.12.19	14:00~ 17:00	80	有・ 無	〇〇県小売酒は組合 連合会	
6	同上	令2.1.中	9:00~ 12:00	60	有・ 無	同上	
7	同上	令2.2.下	13:30~ 16:30	30	有・ 無		
8	同上	令2.3	9:00~ 12:00	30	有・ 無	〇〇協会	
9					有・無		
10	販売管理研修の開始予定日からその次の3月31日までの予定を記載してください。					有・無	
11					有・無		
12					有・無		
13					有・無		
14					有・無		
15					有・無		
16					有・無		
17					有・無		
18					有・無		

別紙様式第11の7（別添4）

1-(8) その他研修に関し必要な事項

（事務所の所在地等）

事務所の所在地	名称	連絡先	備考
○ 主たる事務所 〒 ー			
○ 従たる事務所 〒 ー			
〒 ー			
〒 ー			
〒 ー			
〒 ー			
〒 ー			
〒 ー			
〒 ー			

（その他参考事項）

別紙様式第11の7（別添4）

1-(8) その他研修に関し必要な事項

(事務所の所在地等)

事務所の所在地	名称	連絡先	備考
○ 主たる事務所 〒100-0000 千代田区霞が関0-0-0	霞が関小売酒販組合	03-3581-0000	
○ 従たる事務所 〒 -			
〒 -			
〒 -			
〒 -			
〒 -			
〒 -			
〒 -			

(その他参考事項)

別紙様式第11の7（別添5）

5 役員の氏名及び略歴を記載した書類

順号	役職	就任日	氏名	団体における略歴	所属企業名及び役職
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

（備考）当該団体における略歴を新しい順に記載してください。

ただし、代表者及び常勤役員以外の役員の「団体における略歴」は、記載を省略して差し支えありません。

別紙様式第11の7（別添5）

5 役員の名及び略歴を記載した書類						
順号	役職	就任日	氏名	団体における略歴	所属企業名及び役職	
1	理事長	平31.4.1	千代田 ○○	平成31年4月 理事長(現職) 平成27年4月 副理事長 平成24年4月 理事	(株)○○商店 代表取締役社長	
2	副理事長	平31.4.1	港 ○○	平成31年4月 副理事長(現職) 平成27年4月 理事 平成24年4月 虎ノ門支部長	(株)○○酒販 代表取締役	
3	理事	平29.4.1	大田 ○○		(有)○○ 取締役	
4	理事	平30.4.1	足立 ○○		(株)○○酒店 代表取締役	
5	理事	平30.4.1	墨田 ○○		(株)○○商店 取締役	
6						
7						
8						
9						
10						

理事については「理事は別紙のとおり」と記載して既存の理事名簿（「所属企業名及び役職」が記載されたもの）に代えて差し支えありません。

(備考) 当該団体における略歴を新しい順に記載してください。

ただし、代表者及び常勤役員以外の役員の「団体における略歴」は、記載を省略して差し支えありません。

別紙様式第 11 の 7 (別添 6)

6 研修実施団体の指定要件申告書		チェック欄
項	目	
1	当団体は、酒税法第 10 条第 1 号、第 4 号又は第 6 号から第 7 号の 2 (以下の(1)から(5)) までのいずれにも該当しません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(1) 1 号関係: 酒税法の規定により免許を取り消されたこと又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(1)が「いいえ」の場合 申請時において、その取り消された日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 6 号関係: 申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 7 号関係: 国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けたことがありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3)が「いいえ」の場合 申請時において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(4) 7 号の 2 関係: 未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (酒類の提供に係る部分に限る。)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法 (傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪) 又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられたことがありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(4)が「いいえ」の場合 申請時において、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
5	(5) 当団体の役員は、(1)、(3)、(4)及び以下に掲げる要件を満たしています。 酒税法の規定による免許の取消し又はアルコール事業法の規定による許可の取消しを受けたことがある法人の、その取消原因があった日以前 1 年以内に業務を執行する役員であった者ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5)「以下に掲げる要件」が「いいえ」の場合 その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	当団体は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 13 の規定により指定を取り消された団体ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2)が「いいえ」の場合 指定の取消しの日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	当団体は、酒類販売業者 (酒類製造業者) を直接 (間接) の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であって、以下のとおり、研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(1) 当団体の役職員により、酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行うことができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 当団体に所属する研修講師は、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 酒類販売管理研修を継続的に実施することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(4) 酒類販売管理研修を 2 か月に 1 回程度実施することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	当団体の酒類販売管理研修の項目及びテキストは、十分に研修を適切に行うことができるものであり、講師は 3(2)に掲げる者が務めます。また、販売管理研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することができます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	受講手数料は、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金等から計算した実費相当額とします。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	正当な理由なく、受講希望者の受講を制限しません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(備考) チェック欄には、項目の内容を検討の上「はい」又は「いいえ」に☑を付してください。

《Ⅱ「1 指定の基準」》を参照の上、その適否についてチェックをしてください。

6 研修実施団体の指定要件申告書

項	目	チェック欄
1	当団体は、酒税法第 10 条第 1 号、第 4 号又は第 6 号から第 7 号の 2 (以下の(1)から(5)) までのいずれにも該当しません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(1) 1 号関係: 酒税法の規定により免許を取り消されたこと又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがありません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(1)が「いいえ」の場合 申請時において、その取り消された日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 6 号関係: 申請前 2 年内において国税又は地方税の滞納処分を受けたことがありません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 7 号関係: 国税又は地方税に関する法令等に違反して、罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けたことがありません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3)が「いいえ」の場合 申請時において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(4) 7 号の 2 関係: 未成年者飲酒禁止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (酒類の提供に係る部分に限る。)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法 (傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪) 又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金の刑に処せられたことがありません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(4)が「いいえ」の場合 申請時において、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5) 当団体の役員は、(1)、(3)、(4)及び以下に掲げる要件を満たしています。 酒税法の規定による免許の取消し又はアルコール事業法の規定による許可の取消しを受けたことがある法人の、その取消原因があった日以前 1 年以内に業務を執行する役員であった者ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5)「以下に掲げる要件」が「いいえ」の場合 その法人が取消処分を受けた日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	当団体は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 13 の規定により指定を取り消された団体ではありません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2)が「いいえ」の場合 指定の取消しの日から 3 年を経過しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	当団体は、酒類販売業者(酒類製造業者)を直接(間接)の構成員とする営利を目的としない法人その他の団体であって、以下のとおり、研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有しています。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(1) 当団体の役職員により、酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行うことができます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 当団体に所属する研修講師は、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有しています。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 酒類販売管理研修を継続的に実施することができます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(4) 酒類販売管理研修を 2 か月に 1 回程度実施することができます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	当団体の酒類販売管理研修の項目及びテキストは、十分に研修を適切に行うことができるものであり、講師は 3(2)に掲げる者が務めます。また、販売管理研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することができます。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	受講手数料は、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金等から計算した実費相当額とします。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	正当な理由なく、受講希望者の受講を制限しません。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(備考) チェック欄には、項目の内容を検討の上「はい」又は「いいえ」に☑を付してください。

収 受 印

令和 年 月 日

財務大臣 殿

申請者

所在地

名 称

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 14 の規定により、酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けたいので、研修に係る帳簿の写しを添え、申請します。

記

1 廃止しようとする年月日

令和 年 月 日

2 廃止の理由

収 受 印

令和 元年 5 月 1 日

財務大臣 殿

申請者

所在地 千代田区霞が関〇一〇一〇

名 称 霞が関小売酒販組合

理事長 千代田 〇〇

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 14 の規定により、酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けたいので、研修に係る帳簿の写しを添え、申請します。

記

1 廃止しようとする年月日

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

2 廃止の理由

〇〇小売酒販組合と合併するため。